

5	新聞購読費	
07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
日本教育新聞	2700	31/4
	2700	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)		

收受 平成 31 年 4 月 1 日
 決裁 平成 31 年 4 月 10 日
 処理 平成 31 年 4 月 11 日

総額	2672	事業概要	新聞購読費		
区分	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
経費の内容		金額(円)	備考		
日本教育新聞		5400	31/2~31/3		
《合計》		5400			
<p>《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>					

收受 平成 31 年 3 月 4 日
 決裁 平成 31 年 3 月 5 日
 処理 平成 31 年 3 月 5 日

No. 053783

領 収 証

癒師 富士夫 様

金額 ¥8,100-

但し購読料 31/2月~31/4月として /

平成 31年 2月 8日 /

(コンビニエンスストア払)

上記の金額正に領収致しました

印 収
紙 入

株式会社 日本教育新聞社

東京都港区虎ノ門 8
〒105-8436 電話 03-3581-1028
東京都港区白金台三丁目2番10号
電話 03-(3280)-7008 (代表)



※上記発行先・金額の訂正は無効です。

③② 31/2 ~ 31/3 5410 /

③① 31/4 2700 /

6	ホームページ年間管理費	
03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
HPサーバー年間管理費	2160	$51840 \div 12 = 4320 \times 0.5$ (31/4 < 1ヶ月分)
	2160	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)		

收受 平成 31 年 4 月 1 日
 決裁 平成 31 年 4 月 10 日
 処理 平成 31 年 4 月 11 日

領収番号	1986	事業概要	ホームページ年間管理費		
対象項目	03_広聴広報費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費
					05_会議費
					10_人件費
総合の内容	金額(円)	備考			
HPサーバー年間管理費	10800	51840*5/12=21600*0.5 (30/11~31/3 5ヶ月分)			
《合 計》	10800				

《領収書貼付枠》

枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。

たかしん
キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
30-11-07	1402021-A003
カード発行金融機関・店番・口座番号	*****-*****-*****
万円券(枚) 五千円券(枚) 二千円券(枚) 千円券(枚)	お取引金額
006000000000	¥51,840*
お取引内容	お取引後残高
お振込	¥0
手数料	¥0
時刻	ページ 硬貨
14:05	おつり ¥8,160

高岡信用金庫
和田支店
取次) フォロアイテイ様
普通 0000777367
番) マクリ フツオ様
番 人 TEL0763-32-1056

印紙税申告納
付につき高岡
税務署承認済

ご利用ありがとうございました。
高岡信用金庫

収受 平成 30 年 12 月 4 日
 決裁 平成 30 年 12 月 5 日
 処理 平成 30 年 12 月 5 日

15	家賃
08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費
事務所賃貸料	5000 按分率:5割 併スリーティ 4月分
	5000

《領収書貼付枠》 (原簿に貼付すること、控内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0023231	31-03-18	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
			217
お振込枚数		お振込残高	
万円	千円	千円	円
001000	00000000	00000000	00000000
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
09:44	¥270円	¥10,000円	
おつり	お取引後の残高		
¥230円			
手数料のうち振込手数料 ¥270			
000027			
カ)スリーティ様			
キ)ヤクワフリオ様			
電話番号 0763-32-1056			

お領収書...通帳へ記入されるまで大切に保管してください。
ATM振込の組戻しは(利用履歴)に記録されます。

北(20)1594 1 28.10 108x500 CR

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 31 年 4 月 10 日
決裁 平成 31 年 4 月 16 日
処理 平成 31 年 4 月 17 日

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書1に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、事務所を目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結する。/

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書2に記載のとおりとする。

2. 甲及び乙は、協議の上、本契約を自動更新又は更新契約することができる。

6
上記、契約条項(契約期間)の第2条2項において、
本契約を、異議なく自動更新契約したことを認めます。

平成26年5月22日 /

株式会社スリー・ティ

代表取締役社長

江尻 昭

賃貸借契約書

貸主 株式会社 スリー・ティ (以下「甲」という。) と借主 齋藤 富士夫 (以下「乙」という。) は、この契約書により、頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結する。

頭書 1. 目的物件の表示

建	名 称	株式会社 スリー・ティ		階	号室
	所在地	砺波市本町 229番	<small>住居表示</small>	砺波市本町 5番8号	
物	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根	2階建	新築年月	昭54年 5月
	種 類	<input type="checkbox"/> マンション・アパート <input type="checkbox"/> 戸建 <input checked="" type="checkbox"/> (店 舗)			
	間取り	LDK	床面積	84 ¹⁴ m ² (25 ⁴⁵ 坪)	

※ うち 18.2坪 賃貸面積とする

頭書 2. 契約期間

平成 23 年 8 月 1 日から 平成 25 年 7 月 31 日まで (2 年間)

頭書 3. 賃料等

賃料等 支払条件	月 額	賃 料	10,000 円	支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込 (振込手数料は、借主負担とする)
		共 益 費	円		<input type="checkbox"/> 口座引落
		駐 車 料	円		<input type="checkbox"/> 持 参
		町内会費	別 途 円	支払期限	(振) 月分を当月(25)日まで支払う
			円	遅延損害金	年 14.6%
	支 払 条 件	月 額 合 計	10,000 円	金融機関	[REDACTED]
		敷 金 (賃料 ヵ月相当)	円	店 名	[REDACTED]
			円	預金種別	[REDACTED]
		礼 金 (賃料 ヵ月相当)	円	口座番号	[REDACTED]
			円	フリガナ	カ)スリーティ
契 約 一 時 金	円	口座名義人	(株)スリーティ		
	円				
	円				
	0. 円				

頭書 4. 同居人

同居人名	乙との関係	緊急連絡先	同居人名	乙との関係	緊急連絡先

頭書 5. 管理業者

商号又は名称
 住所(連絡先)
 TEL ()

頭書 6. 特約事項

1. 本契約条項第4条・第6条・第13条・第14条
 全文削除する。

2. 乙・借主は自己の責任に於いて借家人賠償保険に
 加入するものとする。
 金額については甲と協議するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 23 年 7 月 22 日

甲・貸主	住所	富山県砺波市鷹栖2305番地	
	氏名	株式会社 スリー・ティ 代表取締役 江尻 昭	TEL 0763 (33) 5112
乙・借主	住所	富山県砺波市鷹栖1260	
	氏名	疋師 富士夫	TEL 0763 (32) 1056
連帯保証人	住所	富山県砺波市鷹栖1260番地	
	氏名	[Redacted]	
宅地建物取引業者	商号(名称)	有限会社 主栄務	代表取締役 森田和男 [Ⓞ]
	事務所名・所在地	富山県砺波市林719番地の16 TEL 0763-32-4775	
	免許証番号	富山県 大臣 (5) 第) 2028号 号 知事	
宅地建物取引主任者	氏名	[Redacted]	登録番号 (富山県) 第 [Redacted] 号
	業務に従事する事務所名・所在地	有限会社 主栄務 富山県砺波市林719番地の16	
宅地建物取引業者	商号(名称)		代表者 [Ⓞ]
	事務所名・所在地	TEL	
	免許証番号	大臣 () 第 号 知事	
宅地建物取引主任者	氏名	[Ⓞ]	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名・所在地		

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書1に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、事務所を目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結する。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書2に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を自動更新又は更新契約することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書3の記載のとおり、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料に変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 入居月の賃料に関して、1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

(共益費)

第4条 ~~乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載のとおり甲に支払うものとする。~~

2 ~~甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

3 ~~入居月の賃料に関して、1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は、月割りとする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 ~~乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

2 ~~乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができる。~~

3 ~~賃料が増額された場合、乙は、頭書3に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。~~

4 ~~甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で、乙に返還しななければならない。~~

5 ~~甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。~~

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
- 三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- 四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。
- 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 犬、猫その他小動物等ペットの飼育。
- 二 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- 三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、本項第一号から第四号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 一 畳の表の替え、畳の取替え。
- 二 障子紙・ふすま紙の張り替え。

三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

四 その他費用が軽微な修繕。

- 2 前項の一号から四号の規定にかかわらず、乙は甲に事前に連絡し、同意を得ることにより自己の負担において修繕を行なうことができる。
- 3 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の消滅)

第10条 天災地変・火災・その他甲の責に帰すべきでない理由により賃貸借物件を通常の用に供することができなくなったときは本契約は当然に消滅する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 三 乙及び同居者が危険・不潔・その他近隣の迷惑となる行為をしたり、又は、乙の行為が共同生活の秩序を乱し甲より2回以上注意を受けたとき。
- 2 乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団等）の構成員として建物およびその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
- 3 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を第1条の使用目的以外に使用したとき。
 - 二 第7条のいずれかの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して少なくとも30日以前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 乙が正当なる事由のため賃貸借期限前に本契約を解除しようとするときは1ヵ月以前にその旨相手方に対して予告する。乙の予告が1ヵ月以前でない場合には乙は1ヵ月の賃料相当額を支払うものとする。

(期間内解約)

第13条 ~~乙が本契約締結後~~ ~~1~~ ~~月以内に契約を解除するときは~~ ~~1~~ ~~月分の賃料~~
を甲に支払わねばならない。

(積雪防護対策)

第14条 ~~積雪時に於ける庭木等の防護施設は、甲の責任とし、雪下しは甲(所有者の管理義務)~~
~~乙(借入者の管理義務)双方の折半負担により、実施するものとする。~~

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を
明渡ししなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明渡し
しなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部)を甲に返
還しなければならない。
- 4 乙は、明渡しについては、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃をすませ、公共料金
の精算をすませた上で鍵を引渡すものとする。乙の都合で、遵守できないときは、甲は乙
に催告の上、乙の費用で残存物の処理等を行うことができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物
件を原状回復しなければならない。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するもの
とする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅
した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなけれ
ばならない。

(立入り)

- 第16条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ
乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否すること
はできない。
 - 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする
者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾
を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合にお
いては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この
場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければな
らない。

(甲の通知義務)

第17条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書5に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第18条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 15日以上不在になる場合。
- 二 頭書4に記載する同居人に新たな同居人(出生を除く。)を追加すること。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は解散等、不適格者に該当した時。

(延滞損害金)

第19条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第20条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人は、借主と連帯して法定更新、合意更新にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる借主の一切の債務を負担しなければならない。
- 3 乙が、本物件の明渡しの際、本物件内の残存物については、連帯保証人が乙に代わって引取るものとし、引取りに要した費用は連帯保証人の負担とする。
- 4 連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告を受ける等によって著しく社会的信用を失墜したときは、乙は直ちに甲に通知するとともに、甲の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(その他)

- 第22条 本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。
- 2 宅地建物取引業者への報酬は、平成16年国土交通省告示第百号により本契約と同時に乙より賃料及び駐車場使用料の合計額の1ヵ月分と消費税及び地方消費税の合計額を支払うものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

瘡師富士夫事務所の経費按分の覚書について

事務所に係る下記の経費を後援会活動と瘡師富士夫政務調査活動経費を最大2分1に按分するものとする。

人件費・事務所賃借料・電話料・コピー経費・事務消耗品費・自動車リース料・その他

平成28年4月1日

砺波市本町5-8番地

ぎゃくし富士夫後援会

会長

砺波市鷹栖1260番地

富山県議会議員 瘡師富士夫

153		活動の項目	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
開始日	平成31年4月16日	から	外国人労働者受け入れ拡大について
終了日	平成31年4月16日	まで	(内容) 宿泊業界等への外国人就労拡大に向けた新たな在留資格「特定技能」の詳細について、書籍、新聞等で調査した。
場所	議事堂図書館		
		(備考) 自宅→県庁→自宅	
経費の別	金額	内容	金額
鉄道・バス		宿泊料	
タクシー		食事代	
航空機		会費	
自家用車	@37 × km =	0	
リース車	@18 × 65 km =	1170	✓
有料道			
駐車場		計	1170 ✓
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和元年5月13日
 決裁 令和元年5月24日
 処理 令和元年5月24日

管理番号	154	依頼項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
開始日	平成31年4月24日	から	活動の概要	農地防災事業庄川左岸地区について
終了日	平成31年4月24日	まで	(内容) 農地防災事業庄川左岸地区の 附帯県営三期、附帯県営四期における 平成31年度当初予算の割当て事業の概 要について調査し、意見交換した。	(備考) 自宅→県庁→自宅
富山県農林水産部農村整備課				
鉄道・バス			宿泊料	
タクシー			食事代	
航空機			会費	
自家用車	@37 ×	km =	0	
リース車	@18 ×	65 km =	1170	
有料道				
駐車場			計	1170
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は
主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和元年 5月13日
 決裁 令和元年 5月24日
 処理 令和元年 5月24日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

瘧師富士夫

経理番号	155	事業種別	となみ政経懇話会 会費
得意項目	01_調査研究費	01_調査研究費	・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費
北日本新聞 となみ政経懇話会 会費			
取引内容	金額	取引先	
会費 (平成31年4月分)	8,000	となみ政経懇話会 会費	
	8,000		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

Ja-Net キャッシュサービス 《ご利用明細》

ご利用ありがとうございます。お取引の内容は下記のとおりです。お確かめのうえお持ち帰りください。

お取引内容	お取引日	お取扱店
お振込み	31-04-08	053
銀行番号	支店番号	科目・口座番号
*****	*****	*****
端末	お5千円	お2千円
71	3	
お取扱番号	お取引金額 (またはお支払可能残高)	
90012	¥108	¥24,000
お取扱時刻	*****お取引後残高*****	
13:17	おつり ¥5,892	
銀行名	支店名	
科目・口座	お受取人	
	トガシヤケイゴウカイ 様	
	ご依頼人	
	キヤクツツクオ 様	
電話番号	0763-32-1056	

印税申告済	振込手数料	108円
印税申告済	うち消費税	8円

富山第一銀行

收受 令和 元年 5月 13日
 決裁 令和 元年 5月 24日
 処理 令和 元年 5月 24日

939-1335

砺波市鷹栖 1260

2019年 4月 5日

富山県議会
議員

瘡師 富士夫 様

請 求 書

となみ政経懇話会

事務局長
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘 要	金 額
会 費 (自 2019年 4月 至 2019年 6月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合 計	24,000円

振込先				
支店名				
口座種別				
口座番号				
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

2019年 5月 末日までお振込をお願いいたします。
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

整理番号	156	使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費		
活動期間	平成31年4月26日 / から 平成31年4月26日 / まで	活動の概要	富山新聞政経文化懇話会4月例会 (内容) 講師の元東宮侍従 竹元正美氏の「皇室のお姿～令和を迎えた新皇室」と題した講演を聴講し、改めて皇室の伝統を引き継ぐ皇位継承の議論の必要性を学んだ。 (備考) 自宅→ホテルグランテラス富山→自宅		
場所	ホテルグランテラス富山				
経費の内容		金額	経費の内容		金額
鉄道・バス			宿泊料		
タクシー			食事代		
航空機			会費		
自家用車	@37 × km =	0			
リース車	@18 × 65 km =	1170			
有料道					
駐車場		520	計		1690
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
<p>河口ビル駐車場 (076) 432-1441</p> <p>領収証</p> <p>精算機 #01 A 精算No.000168 発券機 #01 発券No.020763 入庫時刻 2019年 4月26日(金) 12:17 出庫時刻 2019年 4月26日(金) 14:20 駐車時間 2:03 駐車料金 A料金 520円 ===== 合計 520円 現金領収額 520円 お預り 1,020円 お釣り 500円</p> <p>またのご利用をお待ちしております。</p>					

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和元年 5月 13日
 決裁 令和元年 5月 24日
 処理 令和元年 5月 24日

平成31年4月吉日

会員各位


富山新聞政経文化懇話会4月例会のご案内

謹啓 陽春の候、会員の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は富山新聞社に格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、富山新聞政経文化懇話会を下記の日程で開催いたしますので、ご案内申し上げます。今回は、元東宮侍従、元外務省儀典官・ウルグアイ大使の竹元正美氏を講師にお迎えし、「皇室のお姿～令和を迎えた新皇室」と題してご講演をいただきます。

会員の皆様にはぜひ、ご来場くださいますよう、お願い申し上げます。

謹白

	<p>1945年生まれ、長野市出身。早稲田大学法学部卒、70年外務省入省。米国ドゥルー大学大学院修士号取得（国際関係論）。86年宮内庁東宮侍従。皇太子・同妃両殿下のご訪米、礼宮殿下のブラジルご訪問にお供した。90年外務省儀典官として即位の礼に参列する外国人賓客の受け入れ準備に当たる。タイ大使館公使及びスペイン大使館公使時代には、天皇皇后両陛下の公式ご訪問をそれぞれ現地でお迎えした。ホンジュラス大使時代の2003年、紀宮殿下の同国ご訪問を現地でお迎えした。04年宮内庁式部副長。天皇陛下の外国とのご交際や様々な宮中行事のお世話をした。ウルグアイ大使時代の08年、高円宮妃殿下を現地でお迎えした。11年外務省退職。現在、一般社団法人「国際文化教育協会」理事長。</p> <p>著書に「米百俵海を渡る」（日之出出版）、「我は日本人なり」（オモイカネブックス）、「皇室ってなんだ」（扶桑社）。TBSテレビ「教えてもらう前と後」、読売テレビ「ミヤネ屋」などの皇室関係番組に出演</p>
--	---

記

4月例会	日時	4月26日（金） 正午から昼食、午後1時から講演（約90分）
	会場	ホテルグランテラス富山
	講師	竹元 正美 氏
	演題	「皇室のお姿～令和を迎えた新皇室」

富山新聞政経文化懇話会 4月例会 出欠票

富山新聞政経文化懇話会 4月例会

日時 4月26日(金)
正午から昼食、午後1時から講演(90分)
会場 ホテルグランテラス富山
講師 竹元 正美氏
(元東宮侍従、元外務省儀典官・ウルグアイ大使)
演題 「皇室のお姿～令和を迎えた新皇室」

1. 出席 2. 欠席 (いずれかに○印をお付けください)

会員~~の~~芳名 権師 富士夫

代理出席者ご芳名

貴社・団体名 富山県議会議員

~~の~~住所 砺波市鷹栖1260

~~の~~電話番号 [REDACTED]

※ご出席、ご欠席にかかわらず4月18日(木)までにご連絡をお願いします。

【連絡先】富山新聞社業務局 富山新聞政経文化懇話会事務局

TEL 076(491)8126

FAX 076(421)8550

メール [REDACTED]

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

瘡師富士夫

経路番号	157	新聞購読料
① 経費項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費

取引の内容	金額 (円)	備考
北日本新聞購読料(4月分)	3,072	
	3,072	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収証

瘡師 富士夫 様
鷹栖 1260

31年 4月分
01-043 (No. 5)
照会No. (4465)

品名	部数	金額
北日本新聞 朝刊	1	3,072

合計金額
3,072円

金額には消費税が含まれています。
年 月 日

購読料のお支払いは各金融機関自動振替や各種クレジットもごさいます。
お申込みは販売店までご連絡下さい。

お客様の個人情報は、当販売所において適切に管理し新聞の配達、集金、販売所からの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

北日本新聞砺波西部販売店
代表 三部 香美
砺波市永福町6番5号
電話 (0763) 33-0661

收受 令和 元年 5月 13日
決裁 令和 元年 5月 24日
処理 令和 元年 5月 24日

	158	新聞購読費																		
07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費																		
	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費																		
		05_会議費 10_人件費																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>金額</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山新聞</td> <td>3072</td> <td>4月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3072</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			品名	金額	期間	富山新聞	3072	4月分											3072	
品名	金額	期間																		
富山新聞	3072	4月分																		
	3072																			
<p>《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>																				

收受 令和 元 年 5 月 13 日
 決裁 令和 元 年 5 月 24 日
 処理 令和 元 年 5 月 24 日

領収証

19年 04月分 年 月 日 No. 780419

お名前 瘡師 富士夫 様

ご住所 鷹栖 1260 251

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)
砺波センター

砺波市深江 1-237
TEL (0763) 32-1039
FAX (0763) 32-1029

集金担当



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、
クレジットカード決済も承ります。

159	図書購入費
07_資料購入費	01_調査研究費 ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費
①警察用語の基礎知識：古野まほる著：幻冬舎新書 ②イネという不思議な植物：稲垣栄洋著：ちくまブ リマー新書 ③Q&A軽減税率はわかり日本経済新聞社	
①	907
②	886
③	929
	2722

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収証
喜久屋書店
高岡店 TEL 0766-27-2455

本の検索、お取り寄せなど
なんでもお気軽に
お問い合わせください。

レジNo.2-0
No. 587926

2019年4月6日(土) 20:15

新書8784344985506 (840本体) 1× ¥907
新書8784480683502 (820本体) 1× ¥886
新書8784532114022 (860本体) 1× ¥929

合計 ¥2,722
現金 ¥3,000
お買上点数 3点 釣銭 ¥278
(内消費税等 ¥202) (25)

收受 令和 元 年 5 月 13 日
 決裁 令和 元 年 5 月 5 日
 処理 令和 元 年 24 月 24 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

瘡師富士夫

160	事務用品費
09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費
ファイル	332
	665 円 × 0.5 = 332 円
	332

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

office **VOX** 砺波店

砺波市豊町2丁目1-15
TEL 0763-32-3504

2019年 4月 7日 16:05
054869

7 点
3 整理収納 外 888
616

外税対象額 ¥616
外税額 8.0% ¥49

合計 ¥665
お預り ¥705
お釣 ¥40

收受 令和 元年 5月 13日
決裁 令和 元年 5月 24日
処理 令和 元年 5月 24日

161	携帯電話使用料
09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費
	02_研修費 07_資料購入費
	03_広聴広報費 08_事務所費
	04_要請陳情等活動費 09_事務費
	05_会議費 10_人件費
3月請求分(2月使用分) 3/25口座振替 10319円	
携帯電話使用料	5159 按分率: 5割
	$10,319円 \times 0.5 = 5,159$
	5159

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 3月ご請求分 (2月利用分)

齋藤 富士夫 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を、3月25日ご指定の口座から振替させていただきます。

ご請求コード CUSTOMER CODE [REDACTED]

領収金額 AMOUNT RECEIVED 22,970円

うち消費税等 TAX 1,013円

KDDI株式会社
〒163-8603 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号 KDDIビル

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

收受 令和 元 年 5 月 13 日
 決裁 令和 元 年 5 月 24 日
 処理 令和 元 年 5 月 24 日

9:39-1335
富山県 砺波市 鷹栖 1260

瘡師 富士夫 様



お知らせ INFORMATION

- au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休止について
システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを
休止する時間帯がございます。詳細はホームページをご確認ください。
- 4月ご請求分の領収証の別送について
ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日引き落とし
分の領収証は5月下旬以降にハガキで別送いたします。ご了承ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	22,845円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	[REDACTED]

サービス別ご利用料金	
au電話料金 (内訳)	13,349円 10,200円
au機器代金	3,149円
auかんたん決済利用料	4,021円
紙請求書発行手数料/その他料金	5,259円 216円
※うち消費税等 (課税対象額は12,561円でした。)	1,004円
※au合計台数	2台

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。
個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプの請求書となる場合がございます。
封書をご希望の場合はお客さまセンターまでご連絡ください。

お問い合わせ先

お客さまセンター	受付時間 9:00~20:00 (年中無休)
◆au携帯電話から 局番なし 157 (無料)	◆一般電話から 0077-7-111 (無料)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES 2019年 3月ご請求分 (2月利用分)

瘡師 富士夫 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 3月25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	[REDACTED]
領収金額 AMOUNT RECEIVED	22,970円
うち消費税等 TAX	1,013円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿4-1-8 KDDIビル

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済



KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番地KDDIビル



939-1335
富山県 砺波市 鷹栖 1260

発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 3月 5日

お知らせ INFORMATION

●お引越しなどでご住所が変更となったお客様へ
KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、
ご住所が変更となった際には、お早めに住所変更のお手続きを
お願いいたします。お手続きは以下URL、または
「au住所変更」で検索をお願いいたします。
<URL><http://cus.au.com/a029>

瘡師 富士夫 様



01 10065129#-03A-T11K91A

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 3月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 2月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 3月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	22,970円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

サービス別ご利用料金

a u 電話料金 (内訳)	10,319円
a u 機器代金	円
a u かんたん決済利用料	円
紙請求書発行手数料/その他料金	円
※うち消費税等 (課税対象額は 円でした。)	円
※a u 合計台数 2台	

ご請求コード

CUSTOMER CODE

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプの請求書となる場合がございます。封書をご希望の場合はお客さまセンターまでご連絡ください。

お問い合わせ先

お客さまセンター

受付時間 9:00~20:00(年中無休)

◆ a u 携帯電話から 局番なし 157(無料)

◆ 一般電話から 0077-7-111(無料)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 2月ご請求分 (1ヶ月利用分)

瘡師 富士夫 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 2月25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE

領収金額 AMOUNT RECEIVED 24,305円

うち消費税等 TAX 1,032円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番地KDDIビル

印紙税申告納

付につき新宿

税務署承認済

料金内訳書

<凡例> * : 税込または免税料金等、# : 旧税率計算対象料金
内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

齋藤 富士夫 様

ご請求コード: ██████████

発行日: 2019年 3月 5日

1頁

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● au 電話料金			合計 10,319円
ご利用番号 ██████████	10,319		
< 2月ご利用内訳 >	10,319		auお客様コード ██████████
▼ プラン利用料	8,700		
スーパーカケホ (V)		3,200	
2年契約+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
データ定額8 (V)		6,700	
▼ オプション使用料	380		
故障紛失サポート		380	
▼ 通話料/スーパーカケホ (V)	393		
通話料		5,160	
SMS (Cメール) 送信料		93	
スーパーカケホ (V) 割引額		-4,760	
2年契約+家族割/通話料		-100	対象家族間通話を全額割引します。 1番号あたり 2円のご請求となります。
▼ ユニバーサルサービス料	2		
▼ その他	80		
各種ダイヤルサービス通話料		80	0570ナビダイヤル、0180テレドームなどの通話料です。
▼ 消費税等 (8%)	764		8%消費税の課税対象額 9,555円
auご利用月数は2019年 3月で28年 7ヶ月目です。			
[LTE・WiMAX 2+等通信量]		8.43GB	

ご利用番号 ██████████	██████████		
< 2月ご利用内訳 >	██████████		auお客様コード ██████████
██████████	██████████	██████████	
██████████	██████████	██████████	
██████████	██████████	██████████	
██████████	██████████	██████████	
██████████	██████████	██████████	
██████████	██████████	██████████	
██████████	██████████	██████████	
██████████	██████████	██████████	
auご利用月数は2019年 3月で15年11ヶ月目です。			

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● au 機器代金			合計 ██████████
ご利用番号 ██████████			
< 2月ご利用内訳 >			auお客様コード ██████████
██████████	██████████		
██████████	██████████	██████████	

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● au カルタ決済利用料			合計 ██████████
ご利用番号 ██████████			
██████████	██████████		
██████████	██████████	██████████	
██████████	██████████	██████████	

政務活動費対象事業実績報告書

報告日

令和 元年 5月17日

報告者

瘧師富士夫

	162		電話料金
09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
3月請求分 (2月使用分) 4/1 口座振替 0763-32-1056 7,400 円			
《内容》	金額(円)	備 考	
電話料金	3,700	$7,400 \text{ 円} \times 0.5 = 3,700 \text{ 円}$	
《合 計》	3,700		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和 元年 5 月 13 日
 決裁 令和 元年 5 月 24 日
 処理 令和 元年 5 月 24 日

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税
◆0763-32-1056				
6,428	5,400	フレッツ・光ネクスト 下 準利用料	2月 1日～ 2月28日	合
			過後、割引額は1,590円。	
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	2月 1日～ 2月28日	合
			電話A使用料は本料金と定額料1の合計で	
	160	ひかり電話 (通話料)	2月 1日～ 2月28日 翌月への	合
	-160	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	2月 1日～ 2月28日 ひかり電	合
			ます。	
			利用です。	
			のご請求となります。	
			なります。	
◇NTT西日本分 (小計)				
6,428	6,428			
1,080	1,080	ぶらら利用料	* 01月ご利用分	非対
7,508	7,508	合計		
		<NTTファイナンスからのお知らせ>		
		7508-108		
		= 7400円		

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 0763-32-1056


ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 藤原 富士夫 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年 4月17日発行)

2019年 3月ご請求分	(2019年 4月 1日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,508円
金庫簿別名 (MONEY ORDER)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	***

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



09_事務費	163	車リース代	
09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費
	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費
			04_要請陳情等活動費
			05_会議費
			09_事務費
			10_人件費
4月分車リース代		32940	按分率: 5割 榊山本モータース
		32940	
<p>《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>			

收受 令和 元 年 5 月 13 日
 決裁 令和 元 年 5 月 24 日
 処理 令和 元 年 5 月 24 日

領收証

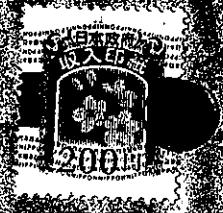
振新會主夫 股

平成3年4月22日

金額	¥	6	5	8	8	0
----	---	---	---	---	---	---

山本毛織物株式会社

上記金額正に領収致し申上



領收金額	65,880
現金	
振込	
物納	
その他	

〒939-1335 山形県大石町大石1-1-1
株式会社 山本毛織物株式会社
TEL (0763) 32-4216
FAX (0763) 33-4540

平成29年 4月 / 日

自動車リース契約書

(甲) 賃借人の氏名又は名称及び住所

富山県砺波市鷹栖 1260

瘡師 富士夫

連帯保証人の氏名及び住所

(乙) 賃貸人の氏名又は名称及び住所

富山県砺波市鷹栖 917-1

株式会社 山本モータース

代表取締役 山本吉弘

上記の者は、以下の通り契約する。

この契約を証するため、本契約書を3通作成し、甲・乙それぞれに1通を保持する。

(リース自動車)

第1条 貸貸人(以下乙という)は、賃借人(以下甲という)に対し別表(1)に掲げるリース自動車を、この契約書に定める条件に従い賃貸(リース)し、甲はこれを賃借する。

(リース期間)

第2条 1.リース期間は、第8条に定めるところにより甲が借受証を交付した日(以下自動車引渡日という)より起算して、別表(2)に定める期間とする。

2.甲は、この契約締結の日からリース期間終了までの間、この契約を解除できない。

(リース料)

第3条 甲は、リース期間の賃料(以下リース料という)を、別表(3)及び(6)に定めるところに従って、乙に支払う。

(手付金)

第4条 1.甲は、この契約を締結すると同時に、本契約の成立を証するため、別表(4)に定める手付金を乙に支払う。

2.前項の手付金は、自動車引渡日に、第5条の保証金又は第6条の前払いリース料に振替充当されるものとし、充当の順序は乙の任意とする。

(保証金)

第5条 甲は、自動車引渡日に、別表(5)に定める保証金を支払う。

(前払いリース料)

第6条 1.甲は、自動車引渡日に、第8条のリース料の内、別表(6)に定める金額を前払する。ただし、第4条・第2項の規定により、手付金が前払いリース料に振替充当

されるときはこの限りではない。

2.前項の前払いリース料は、別表(6)に定めるリース料の支払期日が到来したときそのリース料の支払に充当される。

(担保)

第7条 乙は、リース料その他の債権の保全上必要と認めるときは、甲に対して担保の差し入れを請求することができる。

(自動車の引渡)

第8条 1.自動車の引渡に関する事項は別表(7)に定めるとおりとする。

2.甲は、自動車の搬入を受けたときは、別表(7)の検査期限までにこれを検査し、自動車に瑕疵のないことを確認の上、直ちに借受書を乙に交付するものとし、借受書の交付をもって引渡を完了したものとみなす。

3.引渡完了した自動車については、甲は乙に対して自動車の規格、仕様、機能、その他について瑕疵があることを理由としては何事かの要求もなすことはできない。

4.第2項の場合において、瑕疵があることが判明した場合には、自動車又はこの契約の処置について協議する。ただしこの場合でも、乙は、自動車の瑕疵について責任を負わないが、甲が損害を受けている場合には、乙は自動車の売主に対して有すべき損害賠償権を甲に譲渡する。

(損害保険契約)

第9条 甲は、リース期間中の強制賠償責任保険及び任意保険については、別表(8)に従って契約する。

(自動車の保管および使用方法)

第10条 自動車の保管、使用については、甲は使用時間、使用方法等につき、善良なる管理者の注意義務をはらい、かつ法令および官公庁の規制、指示を遵守しなければならない。
2. 甲が自動車の使用により（又は保管）第三者に人的、物的損害を与えた場合は、乙は速やかに強制賠償保険及び任意保険の手続きをする。

(メンテナンス・サービスの範囲)

第11条 次に定める整備と修理の範囲は、乙の費用負担で実施する。

- (1) 製造者の整備基準に基づいた定期保守整備
- (2) 道路運送車両法に定める車検整備など法定点検整備
- (3) 一般整備
2. 前項以外の法定作業点検は、甲が行うものとする。
3. 前項1の規定にかかわらず次の場合の修理は甲の負担とする。
 - (1) 甲の故意もしくは重大なる過失及び契約違反に起因する修理費用
 - (2) 自動車保険で補償されない修理（免責額、超過額を含む）
 - (3) 天災、地震により自動車に毀損した場合の修理費用等

(禁止行為)

第12条 甲は、乙の書面による承諾なしに次の行為は行わないこととする。

- (1) 保管場所及び使用の本拠の位置を変更すること
- (2) 自動車に他の物を付着させ又は改造、模様替え、その他性能、機能、品質等を変更すること。
- (3) 自動車につき、譲渡、転貸、賃借権の譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすること。

(通知義務)

第13条 甲は、次の場合直ちに乙に対して通知しなければならない。

- (1) 自動車に付、乙の権利を侵害する事象が発生、又はそのおそれのあるとき
- (2) 自動車に付、盗難、詐欺、滅失等の事故が発生したとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自動車の保管もしくは使用に起因して、第三者に損害をあたえたとき。
- (4) 甲又は連帯保証人が住所氏名、商号などを変更したとき。

(5) 甲が前項(4)の通知を怠る場合は、乙から甲の届出住所に於て発信した郵便は、全て通常その到着すべき時に到着したものとみなし、不着又は延着によって生じた不利益を乙に対して主張することができない。

(自動車の点検)

第14条 乙又は乙の代理人は、いつでも自動車の内部および保管場所に立ち入り、これを点検することができる。

(リース期間満了時の処置、再リース)

第15条 リース期間が満了する1ヶ月前に甲から申し出があったときは、甲は引き続き再リース契約により自動車を继续使用することができる。再リース料は、甲乙協議の上定める。

2. 再リース契約をしないときは、甲はリース期間満了直後乙の指定する場所に自動車を返還し、本契約による債務のある場合は清算するものとする。

3. 自動車返還時に、自動車の通常の消耗を除き、毀損して自動車の引渡時の現状と異なるときは、甲は修理に要する費用を支払うものとする。

(自動車の滅失、修理不能の損傷、盗難など)

第16条 天災事変その他原因を問わず、自動車が滅失し、又は損傷して修理不能の場合、もしくは盗難その他乙の所有権が侵害された場合、この契約は終了する。

2.前項の場合甲は、規定損害金を支払うものとする。

(契約の解除)

第17条 乙は、次の各号の1に該当したときは、乙は通知、催告を要せずして本契約を解除することができる。

- (1) 甲がリース料を1回でも怠った場合
- (2) 甲が支払を停止し、支払不能となり又は自ら破産和議、会社整理、会社更生の申し立てをしたとき。
- (3) 甲が監督官庁から、許可・認可の取り消し等の処分を受けたとき。
- (4) 甲の資産、営業、信用等に重大な変更が生じたとき。
- (5) その他 甲が本契約に違反したとき。

(契約解除等の処置)

第18条 前条により、本契約を解除した場合、甲は第15条(2)、(3)項に従い自動車を返還するとともに規定損害金及び本契約に基づく債務を即日清算しなければならない。

2.前項による自動車の返還がなされないときは、乙は甲に対して規定損害金の他に、それによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(規定損害金)

第19条 第16条及び第17条の場合における規定損害金は、別表(9)に定めるとおりとする。

(特約事項)

第20条 上記各条項以外の特約については、別表の(10)のとおりとする。

以上

自動車リース契約 別表

項 目	事 項	関係条項
(1)リース自動車	車名 トヨタ プリウス A 年式・型式 平成29年式 DAA-ZVW51 車台番号 XXXXXXXXXX 登録番号 富山	第1条
(2)リース期間	引渡日より起算して 60ヶ月 平成29年4月～平成34年3月	第2条
(3)リース料	基本月額 金65,880円 (内、消費税 4,880円)	第3条
(4)手付金	納車時に1回目基本料 65,880円	第4条
(5)保証金		第5条
(6)前払リース料		第6条
(7)自動車の引渡	納車日 平成 29年4月/日 検査期限 納車後3日	第8条
(8)損害保険	契約会社名 日新火災海上保険㈱ ① 自賠償保険 リース含み ② 任意保険 なし 対人賠償 対物賠償 人身傷害	第9条

項 目	事 項	関連条項
(9)規定損害金	第 〇 月目～ 第 〇 月目まで 円	第19条 第16条 第17条
(10)特約事項	<p>①以下の作業等はリース料に含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検整備 ・車検整備、費用 ・エンジンオイル、エレメント交換 ・普通タイヤ交換(2回まで) ・タイヤ季節脱着 <p>②リース期間終了後は、山本モータースへ返還する。</p>	第20条
保守整備工場	富山県 砺波市 鷹栖 917-1 (株)山本モータース 代表取締役 山本吉弘	
リース車輛の 保管場所		

齋師 富士夫 様

車両リース支払明細書

トヨタ プリウス

回	年 月	支払金額	備 考	回	年 月	支払金額	備 考
1	29年 4月	65,880	納車時	31	10月	65,880	
2	5月	65,880		32	11月	65,880	
3	6月	65,880		33	12月	65,880	
4	7月	65,880		34	32年 1月	65,880	
5	8月	65,880		35	2月	65,880	
6	9月	65,880		36	3月	65,880	
7	10月	65,880		37	4月	65,880	
8	11月	65,880		38	5月	65,880	
9	12月	65,880		39	6月	65,880	
10	30年 1月	65,880		40	7月	65,880	
11	2月	65,880		41	8月	65,880	
12	3月	65,880		42	9月	65,880	
13	4月	65,880		43	10月	65,880	
14	5月	65,880		44	11月	65,880	
15	6月	65,880		45	12月	65,880	
16	7月	65,880		46	33年 1月	65,880	
17	8月	65,880		47	2月	65,880	
18	9月	65,880		48	3月	65,880	
19	10月	65,880		49	4月	65,880	
20	11月	65,880		50	5月	65,880	
21	12月	65,880		51	6月	65,880	
22	31年 1月	65,880		52	7月	65,880	
23	2月	65,880		53	8月	65,880	
24	3月	65,880		54	9月	65,880	
25	4月	65,880		55	10月	65,880	
26	5月	65,880		56	11月	65,880	
27	6月	65,880		57	12月	65,880	
28	7月	65,880		58	34年 1月	65,880	
29	8月	65,880		59	2月	65,880	
30	9月	65,880		60	3月	65,880	

	164	賃金
10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費
4月分賃金	15000	按分率：5割
		15000

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

瘡 師 富 士 夫 様 No. _____

★ 930000

但 平成31年4月分賃金

平成31年4月26日 上記正に領収いたしました

収入	
税抜金額	
消費税額等(%)	

TEL: _____ FAX: _____

e-mail: _____

収入印紙

スクリーンナンバー: 1097

收受 令和 元 年 5 月 13 日
 決裁 令和 元 年 5 月 24 日
 処理 令和 元 年 5 月 24 日

勤務実績表

平成31年4月度

日	曜	就業時間	時間	日	曜	就業時間	時間
1	月	10:00 ~ 12:00	2 ✓	17	水		
2	火	10:00 ~ 12:00	2 ✓	18	木	10:00 ~ 12:00	2 ✓
3	水			19	金	10:00 ~ 12:00	2 ✓
4	木			20	土		
5	金	10:00 ~ 12:00	2 ✓	21	日		
6	土			22	月	10:00 ~ 12:00	2 ✓
7	日			23	火	10:00 ~ 12:00	2 ✓
8	月	10:00 ~ 12:00	2 ✓	24	水		
9	火	10:00 ~ 12:00	2 ✓	25	木	10:00 ~ 12:00	2 ✓
10	水			26	金	10:00 ~ 12:00	2 ✓
11	木	10:00 ~ 12:00	2 ✓	27	土		
12	金	10:00 ~ 12:00	2 ✓	28	日		
13	土			29	月		
14	日			30	火		
15	月	10:00 ~ 12:00	2 ✓				
16	火	10:00 ~ 12:00	2 ✓				
小 計			18	小 計			12
						合 計	30 ✓
月 額 30,000 円 ✓							

雇用契約書

富山県議会議員 瘡師富士夫（以下、「甲」という。）と [REDACTED]（以下、「乙」という。）とは以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

- (1) 雇用期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間とする。ただし、双方が希望するときは自動的に更新される。
- (2) 就業場所：砺波市本町5-8番地 瘡師富士夫事務所
- (3) 職務内容：瘡師富士夫県議会議員の政務調査活動の補助。
- (4) 就業時間：原則、午前10時から正午までとする。
- (5) 休日：原則、土曜日曜及び祝祭日。
- (6) 賃金：(月額) 30,000円 (税込み)
- (7) その他：本契約に規定されていない事項については甲、乙双方の協議により定める。

平成31年4月26日

甲 所在地 富山県砺波市鷹栖1260
氏名 瘡師 富士夫

乙 現住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]